

# 11. 家庭介護者の高齢者福祉サービス

## 1. 家族介護用品購入助成券の交付

重度要介護高齢者を介護している家族等に、介護用品購入の際に利用できる助成券を交付します。

- **対象者** ①市民税非課税世帯の要介護4～5の高齢者を在宅介護している人  
②上記の①以外で、要介護3～5の高齢者を在宅介護している人
- **助成券** ①の方は、1か月あたり5,000円分（年間最大60,000円を限度）  
②の方は、1か月あたり1,000円分（年間最大12,000円を限度）
- **対象品目** 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、防水シート、清拭剤など
- **その他** 利用できる店舗については、申請書提出後別途お知らせします。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 介護予防担当

## 2. 要介護高齢者の介護慰労金の支給

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者を介護している人に慰労金を支給し、介護者の労をねぎらいます。

- **対象者** ※基準日は毎年9月1日  
① 次の条件すべてにあてはまる人を、基準日前の1年間、180日以上自宅で介護されていた方。
  - ・基準日現在、市内に住所を有している。
  - ・65歳以上である。
  - ・基準日前の1年間、継続して要介護3以上である。
- ② 次の条件すべてにあてはまる人を、基準日前の1年間、介護保険サービス等の利用をせず自宅で介護されていた方。
  - ・基準日現在、市内に住所を有している。
  - ・65歳以上である。
  - ・基準日前の1年間、継続して要介護4以上である。
  - ・市民税非課税世帯に属している。
- **支給金額** ①の方は、年額 50,000円  
②の方は、年額 100,000円
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

## 3. 緊急宿泊支援（緊急時のショートステイ）サービス

介護者が葬祭や急病などの理由により、急遽自宅で介護ができず宅老所等に宿泊を依頼されたときに費用の一部を補助します。

- **サービス内容** 緊急時、宅老所等の宿泊サービスの利用に対し、費用の一部を助成します。
- **対象者** 介護者が葬儀、事故、出産等緊急時において一時的に要援護者を介護できない状況で、自費で宅老所等の宿泊サービスを利用した場合
- **補助金額** 要した費用（食費、送迎費、入浴費を除く）の8割、1泊につき4,000円を上限とします。（連続3泊以内）
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係